

# 平成29年第3回豊頃町議会臨時会会議録

平成29年5月9日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 1 号	専決処分の承認（平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第13号））
日程第 4	議案第 24号	町道の認定（委員会審査報告）
日程第 5	議案第 25号	町道の変更（委員会審査報告）
日程第 6	議案第 29号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 7	議案第 30号	豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正
日程第 8	議案第 31号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

## ◎出席議員（8名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	7番	大崎英樹君
8番	大谷友則君	9番	藤田博規君

## ◎欠席議員（1名）

6番	菅谷誠君
----	------

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	岩城光洋君
住民課長	二村比呂志君
福祉課長	山田良則君
産業課長	神義宏君
施設課長	越谷光裕君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	渡辺良英君
教育委員会教育課長	佐藤則仁君
子育て支援所長	廣澤行位君

消 防 署 長 下 重 博 光 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君  
庶 務 係 長 沢 崎 真 司 君

午後 2 時 0 0 分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成 2 9 年第 3 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
6 番菅谷誠議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。  
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 町長就任の挨拶

- 藤田議長 ここで、4 月 1 6 日に執行の豊頃町長選挙において当選されました、宮口孝町長から、町長就任の御挨拶の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。
- 宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

さきの町長選挙におきまして、多くの町民の方や、各層、各団体から温かい御支援、支持をいただきまして無投票当選させていただきました。去る 4 月 2 3 日から引き続き町政を担当することになりました。まことに感謝にたえない次第でございます。

顧みますと、この 1 2 年間誰もが安心して暮らせる町づくりに職員とともに奔走してまいりました。その間、議員各位からそれぞれの立場で適切なる御助言、御示唆をいただき、深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

御案内のとおり、今自治体を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきております。本町は健全財政とはいえ、まだまだ多くの課題を抱えており、これらの解決に向け浅学非才ではありますが、努力する所存であります。

何といたっても町政の伸展は、議員各位の御協力なくしてかなうものではありません。

どうかこれからも協働の町づくりのために、なお一層の御支援、御指導をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位の益々の御活躍を念じ申し上げお礼の言葉といたします。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

( 拍 手 )

●藤田議長 これで、町長就任の挨拶を終わります。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び8番大谷友則議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

### ◎ 承認第1号

●藤田議長 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

議案書17ページをごらんください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度豊頃町一般会計補正予算(第13号)を、平成29年3月30日、専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計の補正予算書(第13号)の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正について、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額がおおむね確定したため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ55億8,440万1,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。歳入について説明をいたします。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税に531万1,000円を、2項地方揮発油譲与税に36万円をそれぞれ追加。

3款利子割交付金から16万9,000円を減額。

4款配当割交付金から99万6,000円を減額。

5款株式等譲渡所得割交付金から61万5,000円を減額。

6款地方消費税交付金に341万8,000円を追加。

10ページになります。7款自動車取得税交付金に486万8,000円を追加。

8款地方特例交付金に20万2千円を追加。

9款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて7,659万4,000円を追加。

10款交通安全対策特別交付金に3万2,000円を追加。

11款分担金及び負担金から道営負担事業農業費分担金471万2,000円を減額。

13款国庫支出金、2項国庫補助金に個人番号カード交付事業費分6,000円を追加。

14款道支出金、2項道補助金から被災農業者向け経営体育成支援事業分41万9,000円を減額。

16款寄附金に指定寄附金841万円を追加するものでございます。

次に、歳出につきましては、14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金9,741万円を追加するなど、計9,741万5,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費に6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から被災農業者向け経営体育成支援事業補助金41万9,000円を、4目道営事業費から道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金471万2,000円、計513万1,000円を減額するものでございます。

以上ですので、御承認くださいますようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。  
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
( 討 論 な し )
- 藤田議長 討論なしと認めます。  
これから、承認第1号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これを承認することに御異議ありませんか。  
( 異 議 な し )
- 藤田議長 異議なしと認めます。  
したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

#### ◎ 議案第24号

- 藤田議長 日程第4 議案第24号町道の認定についてを議題とします。  
本案について、委員長の報告を求めます。  
相澤産業厚生常任委員長。
- 相澤産業厚生常任委員長 委員会審査報告書。  
本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。  
記。
  - 1、事件の番号及び件名。議案第24号、町道の認定について。
  - 2、付託年月日。平成29年3月3日。
  - 3、審査の経過。次の路線について、平成29年4月21日に現地調査のうえ審査を行った。認定する路線。豊頃駅連絡線、南団地通り支線。
  - 4、審査の結果。原案のとおり可決すべきものと決定。以上であります。
- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 藤田議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
( 討 論 な し )
- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第5 議案第25号町道の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号及び件名。議案第25号、町道の変更について。

2、付託年月日。平成29年3月3日。

3、審査の経過。次の路線について、平成29年4月21日に現地調査のうえ審査を行った。認定する路線。南中央2条通。

4、審査の結果。原案のとおり可決すべきものと決定。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第29号

●藤田議長 日程第6 議案第29号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

二村住民課長。

●二村住民課長 議案第29号豊頃町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、別紙、議案説明書により説明いたします。議案説明書1ページをお開きください。

説明第1号、豊頃町税条例の一部改正について。

初めに、改正の趣旨であります。本案は、平成29年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、我が国経済の成長力の底上げなどの観点から地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容について、適用期日順に御説明いたします。なお、引用法律の改正に伴う文言の修正、追加、削除条項に伴う項ずれの修正については説明を省略し、関係条項ごとに説明いたします。

まず、第33条の改正は、所得割の課税標準の規定に関するものです。改正内容は、上場企業などから受ける特定配当は、国税・町民税ともに総合課税で確定申告、源泉徴収による申告不要、申告分離課税の選択制です。改正後は、国税申告後でも異なる課税方式を選択可能です。所得税の申告後、町民税を申告した場合、申告書に記載された事項を勘案して課税できることを明確化しました。上場株式等を譲渡した場合の特定株式等譲渡所得については、源泉分離、申告分離課税を選択できることとなり、特定配当と同様の改正を行いました。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、第61条の改正は、固定資産税の課税標準に関するものです。改正内容は、震災等により滅失等した償却資産に代わると認められる被災代替償却資産に対する課税標準額の特例です。最初に課税される年度から4年度分を課税標準額の2分の1とするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、第61条の2の改正は、固定資産税の課税標準に関するものです。改正内容は、児童福祉法の認可を受けた民間事業者の保育事業の用に供する家屋、償却資産の課税標準を減額できる割合を2分の1とするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

説明書2ページをお開きください。次に、第63条の3の改正は、被災用地のあん

分の申し出（共用土地）分に関するものです。改正内容は、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後4年度分に限り、申し出により従前の住宅用地特例（のある共用土地のあん分方法と同様）の扱いを受けられるとするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、第74条の2の改正は、被災住宅用地の申告に関するものです。改正内容は、同様に震災等発生後4年度分に限り、申告により従前の住宅用地特例の扱いを受けられるものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関するものです。改正内容は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、昭和57年度から平成30年度までだった適用期間を3年間延長し、平成33年度までとするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例に関するものです。改正内容は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに保育の受け皿整備促進のための事業所内保育事業を目的とする施設の固定資産税額を2分の1とするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に対する減額申請規定に関するものです。改正内容は、耐震改修、熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定です。固定資産税を1年目3分の2に相当する額を減額、耐震改修については2年目も2分の1を減額するというものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例に関するものです。改正内容は、燃費性能に応じ税率を軽減するグリーン化特例で、取得年度の翌年度に適用されます。適用期間を2年間延長し、平成30年度、平成31年度課税分も適用させるものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、附則第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関するものです。改正内容は、国土交通大臣への認定申請をした者が、偽りの申請により軽自動車税の額に不足が生じた場合の納税義務者を定めるものです。法附則第30条の2は施行期日が平成31年10月1日であることから、本附則の適用期限は、平成29年4月1日から平成31年10月1日までとするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

説明書3ページに移ります。次に、附則第17条の2の改正は、優良住宅地造成の長期譲渡所得の課税の特例に関するものです。改正内容は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成32年度までとするものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

す。

次に、附則第20条の2、附則第20条の3の改正は、特例適用利子等、条約適用利子等の町民税の課税の特例に関するものです。改正内容は、外国居住者等所得相互免除法第8条が改正されたことに伴い、相手国の投資事業組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる配当等の課税の特例です。申告により町長が認めるときは、100分の3の所得割の規定を適用しないことができるものとしたものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

次に、第63条の2の改正は、補正の方法の申出に関するものです。改正内容は、家屋に係る区分所有者全員の協議による申出書による補正の方法を町長が認めるときは、その割合とすることができるものとしたものです。適用期日は、平成30年4月1日です。

次に、附則第5条の改正は、個人住民税の所得割の非課税の範囲等に関するものです。改正内容は、配偶者控除・配偶者特別控除が改正され、控除対象配偶者の定義が、同一生計者のうち、前年所得が1,000万円以下の納税者の配偶者を控除対象配偶者、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年所得が38万円以下の者を同一生計配偶者としたものです。適用期日は、平成31年1月1日です。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税の経過措置を、第4条には軽自動車税の経過措置を、第5条には平成26年条例第4号の豊頃町税条例等の一部を改正する条例の文言整理の改正を、第6条には平成28年条例第14号の豊頃町税条例等の一部を改正する条例の、新条例附則第16条の2を平成31年10月1日施行により削除となることを定めたものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第30号

●藤田議長 日程第7 議案第30号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

二村住民課長。

●二村住民課長 議案第30号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

本案は、別紙、議案説明書により説明いたします。議案説明書5ページをお開きください。

説明第2号、豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について。

初めに、改正の趣旨であります。本案は、過疎地域の現状を踏まえ、平成27年の国勢調査の結果に基づき、地方税の課税免除等に伴う措置の拡充の観点から、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第11号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本町の固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容について御説明いたします。

第1条の改正は、対象事業に関するものです。改正内容は、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加したものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

なお、附則としまして、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしています。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第31号

●藤田議長 日程第8 議案第31号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

二村住民課長。

●二村住民課長 議案第31号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明します。

本案は、別紙、議案説明書により説明いたします。議案説明書7ページをお開きください。

説明第3号、豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について。

初めに、改正の趣旨であります。本案は、平成29年度税制改正において、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

次に、改正内容について御説明いたします。

第23条第2号、第3号の改正は、軽減判定基準に関するものです。改正内容は、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり改めるものです。(1)、5割軽減対象世帯については、現行26万5,000円を27万円に、(2)、2割軽減対象世帯については、現行48万円を49万円に引き上げるものです。適用期日は、平成29年4月1日です。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しています。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 中・低所得者の保険税の負担軽減を図るために地方税法施行令の一

部を改正すると、こういうふうにならわれておりますので、当然ながら、この文言からいいますと、国民健康保険税が平均的に引き下げられるのかなというふうな感じがいたします。しかし、5割軽減対象世帯、これが現行の26万5,000円から上限が27万円、5,000円の値上げというふうな見方をしたらいいのか、また、上限27万円として、そして、その間について引き下げられるような、そういういろいろな形がとられるのか。2割軽減の世帯もそうですけれども、48万円から49万円、1万円の値上げとなるのか、それとも上限を49万円として、その中で引き下げの対象を拡大していかれるのか、その辺お伺いしたいと思います。

●藤田議長 二村住民課長。

●二村住民課長 御説明させていただきます。

この言葉を読むと、何か値上げのように感じますけれども、これは、例えば人数分を掛けて、例えばですけれども、26万5千円掛ける2、53万円が限度で、それよりも所得が少ない方について5割軽減をすとか、2割軽減については、現行でいくと48万円掛ける2で96万円を下回る人について2割軽減をするというような形のものを、平成29年4月1日以降につきましては、それよりも、2人でしたら基準となる所得が1万円多くなるもの、それよりも下の人については、5割軽減、2割軽減という形になりますので、所得の限度額を上げたので、今と同じ形の人よりも少し所得があっても5割軽減、2割軽減が受けられるような形になりますので、低所得者、中所得者層にとっては、いいお話だというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の説明はよくわかるのですけれども、全体的に、今、国保税も非常に高いのです。それで、年金所得世帯の方々は、1円2円、10円100円でも上がることによって、かなり苦しい状況に追い込まれていると思うのです。それで、この改正によって、全体的に引き下がる可能性が多いのかどうか。今後、国保についても移管されるとか問題が多いのですけれども、本町といたしまして、この改正によって負担率が下がるのかどうかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

国保の軽減につきましては、今、課長が説明したとおり、幅がちょっと伸びましたから、今までその段階で、1万円、2万円の差でも今度は救済される。ただ、所得の計算はその年の所得によりますから、昨年、その前の年の数字ではわかりませんが、これからの数字は、課税状況が決定してからでないとなかなか把握ができません。

したがって、今の段階では救済される方は金額の周辺にいる方は多少、若干、

救済されると思います。ただ、議員も御理解のとおり、非常に、今、国保税が高くなるということは、病院にかかる方が非常に多い。特に、医療費も伸びておりますし、今、北海道で国保も広域化になる考えで進んでおります。ただ、私の町みたく、農業、漁業の所得が安定したところは非常に国保税が高い。ただ、年金等の場合については、どこに住んでいても同じような形になりますけれども、やはりそういった年金、低所得者には、厳しい状況になりますので、できるだけ、私ども十分納税者と協議しながら、やはり納めやすい体制を考えていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 国保税に関しましては、今度移管されたときに、大体、本町としては5%程度の値上げかというふうに報道等で伺っているところですが、自治体というのは、町民の生活を守ることが観点なものですから、幾ら移管されても所得の少ない者に対する行動というか町の考え方ですね、これからもしっかりと対応していただきたいというふうに考えております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども言いましたし、国保はどうしても医療費、病院にかかれば国保税が納める特別会計でやってございます。ただ、今言われたとおり、低所得者で病院にかかる方におきましては、やはり税で負担しておりますから、できるだけ納税のしやすい形で担当者も心得ていることでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 町税条例の内容についてはございませんが、今説明いただいた議案29、それから30、31までの、内容的に非常にボリュームが、改正内容が多いわけですね。これについて、今、説明受けましたが、改正の趣旨については課長が説明した内容で理解はできます。ただし、これを一般の我々町民に徹底するにはどういう手段がいいのかというところですね、これはもうすでに3月31日に制定されて、4月1日から適用されているわけです。今後ですね、議会ということになると6月にまた予定されていますが、適用期日がもう入っていますので、それらについての新たな町民に対する啓蒙と理解と承認というのですか、理解をしていただくための広報手段というのはどういうふうに考えていくべきかというところをお聞かせいただけますか。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 今回の地方税法の改正による税条例等の改正でありますけれども、本

日議決をいただいた後に、町広報で周知をしたいなというふうに考えております。5月は間に合いませんので6月の周知になると思いますが、4月1日適用でございますけれども、賦課期日が6月以降でありますので、6月の広報には十分間に合うような形で広報の方で周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今の説明で、理解はできないわけではないのですが、広報ということになるとですね、6月は定例広報になります。これは、そういう中で紙面が限定されるので、できうればこういうような町条例が改正された、固定資産の関係だとかですね、過疎についての条例の一部文言の変更もあります。なかなか覚えれといっても覚えきれないところがあるのですが、それらについての改正の特別版といいますかね、そういうものを折り込んでいただいて、今はやりの丁寧な文言とわかりやすい内容ですね、ひとつ徹底していただきたいなど、御努力をいただきたいとこう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このたびの税条例の改正は、正直言って、私たち専門家でも理解に苦しみます。ただ、この項目に該当されるような御商売をされている方は関心があります。したがって、広報で町民に紹介するのも非常に苦労するのは当然だと思います。

例えば、農家の方で肉用牛の減免がまた伸びました。こういう方は詳しくわかりますけれども、一般のサラリーマン、他の職業の方は、肉免のうんぬんと言ったって、これは易しく書いても、基本的にわからないですから、これはなかなか町民に理解することは難しいですけれども、全体的に共通するもの、配偶者の問題だとか、そういう減免問題、これはある程度紹介はできます。

したがって、御商売されている方がこの法律に該当する方は、かえって我々よりも詳しく勉強されていると思いますけれども、今大崎議員がおっしゃるとおり、できるだけ易しく、そして、町民にあまり関係のないものは無理しないで、共通して関係のあるものだけは、そういった本でPRしたいというふうに思っております。また、申告時期が来れば、それぞれ担当者は勉強されておりますので、該当するものについては丁寧にできるだけ減免、節税できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

#### ◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、平成29年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 2時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員